

		<p>(3) 余水吐の能力 コンクリートダムにあっては<u>100</u>年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。</p> <p>(4) 洪水調節の方式 原則として自然放流方式であること。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>だし、第4条の河川管理者等との協議を行う場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</u></p> <p>(3) 余水吐の能力 コンクリートダムにあっては<u>200</u>年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。</p> <p>(4) 洪水調節の方式 原則として自然放流方式であること。<u>やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。</u></p>																
	<p>実施要項 設計・審査基準（別記2）</p>	<p>3 <u>えん堤関係</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>_____</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>_____</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>3 <u>土砂流出防止の措置</u></p> <p><u>開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に講ずること。</u></p> <p>(4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表-2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイとする。</p> <p><u>ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。</u></p> <p><u>イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。</u></p> <p>(5) <u>なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>上記の検討結果を整理し、必要な資料を提出すること。</u></p> <p>表-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>根拠とする法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>砂防法</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>地すべり等防止法</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害防止法</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td>建築基準法</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td rowspan="3">山地災害危険地区調査要領</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	根拠とする法令等	砂防指定地	砂防法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	地すべり防止区域	地すべり等防止法	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	災害危険区域	建築基準法	山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
区域の名称	根拠とする法令等																		
砂防指定地	砂防法																		
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律																		
地すべり防止区域	地すべり等防止法																		
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法																		
災害危険区域	建築基準法																		
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領																		
地すべり危険地区																			
崩壊土砂流出危険地区																			

4	申請者の 事務負担軽 減 <県独自>	実施要項	<p>(防災施設の先行設置及び段階確認の実施)</p> <p>第13条 開発行為者は、防災施設を設置した後でなければ、本体工事(本体工事に係る立木伐採を含む。)に着手してはならない。</p> <hr/> <p>2 次の各号の開発の段階には、速やかに林地開発行為段階確認届出書(別記19号様式)を知事に提出し、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号の段階確認を受けた後、造成工事が完了したときで工作物や施設の設置前</u></p>	<p>(防災施設の先行設置及び段階確認の実施)</p> <p>第13条 開発行為者は、防災施設を設置した後でなければ、本体工事(本体工事に係る立木伐採を含む。)に着手してはならない。 <u>なお、ここでいう「防災施設」とは、下流域への災害防止機能を有する洪水調節池、沈砂池、えん堤、暗渠排水施設等をいい、造成工事の完成期に設置する開渠排水施設等は除くものとする。</u></p> <p>2 次の各号の開発の段階には、速やかに林地開発行為段階確認届出書(別記20号様式)を知事に提出し、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>[削除]</u></p>
		実施要項 書類作成基 準(別記1)	<p>19 土地の登記事項証明書</p> <p>(1) 必要資料 [略]</p> <p>(2) 注意事項 ア～ウ [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>19 土地の登記事項証明書</p> <p>(1) 必要資料 [略]</p> <p>(2) 注意事項 ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 登記事項証明書については、法務省が指定する(一財)民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」から取得した登記情報を記した書類(照会番号があり、県の審査期間中に閲覧可能なものに限る。)の提出をもってこれに代えることができる。</u></p>
5	開発行為の 一体性を明 文化 <国通知>	実施要項	<p>(許可の申請)</p> <p>第7条 開発しようとする者は、林地開発許可申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。<u>なお、複数の開発を実施するにあたり、個々の開発面積が政令第2条の3に規定する開発の規模(以下「開発規模」という。)を超えない場合、又は複数の開発の一部が既に許可を受けている若しくは開発行為が完了している場合であっても、<u>人格、時期、場所等</u>からみて、開発行為として一体性があると認められ、その合計面積が開発規模を超えるときは、当該開発行為全体で許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>[移動] [第1項から移動]</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第7条 開発しようとする者は、林地開発許可申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。 <u>[以下、第5項へ移動]</u></p>
		実施要項 別記4	<p>(別記4) <u>開発行為の一体性</u></p> <p><u>[新設]</u></p>	<p><u>(別記4) 開発行為の一体性</u></p> <p><u>第7条第5項に規定する「開発行為として一体性がある」と認められるものとは、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものをいい、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて、総合的に判断する。</u></p> <p><u>(1) 実施主体の一体性</u></p> <p><u>個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合</u></p> <p><u>(2) 実施時期の一体性</u></p> <p><u>時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期</u></p>

				<p><u>(発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期)からみて一連と捉えられる計画性がある場合</u></p> <p><u>(3) 実施箇所の一体性</u></p> <p><u>個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合(共用を前提として整備することを計画している場合を含む。)</u>や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合</p>
6	<p>利害関係者の範囲の決定方法を明文化</p> <p><県独自></p>	<p>実施要項書類作成基準(別記1)</p>	<p>2 地域住民等への説明結果概要書(別記第2号様式)(要項第5条関係)</p> <p>(1) 明示事項 [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 説明の対象者(地域住民等)</p> <p>(ア) 事業区域内の土地所有者</p> <p>(イ) 事業区域に関係する区域の住民又は自治会等</p> <p>(ウ) 開発行為により直接影響を受けるその他関係者</p> <hr/> <p>3 利害関係者等との協定書(要項第6条関係)</p> <p>(1) 明示事項</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 設計・審査基準第1の<u>6項</u>に規定する項目を含む協定締結の内容</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>ア [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>2 地域住民等への説明結果概要書(別記第2号様式)(要項第5条関係)</p> <p>(1) 明示事項 [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 説明の対象者(地域住民等)</p> <p>(ア) 事業区域内の土地所有者</p> <p>(イ) 事業区域に関係する区域の住民又は自治会等</p> <p>(ウ) 開発行為により直接影響を受けるその他関係者</p> <p><u>なお(イ)及び(ウ)の範囲については、関係市町村の助言を受けること。</u></p> <p>3 利害関係者等との協定書(要項第6条関係)</p> <p>(1) 明示事項</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 設計・審査基準第1の<u>2(5)</u>に規定する項目を含む協定締結の内容</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 協定締結は、関係市町村の助言を受け地域住民等への説明会を行った範囲を基本とする。</u></p>
7	<p>開発(施工)事業者の施工体制の確認</p> <p><国通知></p>	<p>実施要項書類作成基準(別記1)</p>	<p>第5 許可申請(協議)書類作成上の留意事項</p> <p>1 林地開発許可申請書(別記第3号様式)(要項第7条関係)</p> <p>(1) 明示事項</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2 3 申請者の信用に関する書類</p> <p>(1) 必要資料</p> <p>ア 個人の場合は、住民票(原本) _____を添付すること。</p> <p>イ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書(原本) <u>及び定款</u> _____を添付すること。</p> <p>ウ 法人でない団体の場合は、その代表者の氏名、規約、組織運営に関する定めを記載した書類 _____を添付すること。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(2) 注意事項</p>	<p>第5 許可申請(協議)書類作成上の留意事項</p> <p>1 林地開発許可申請書(別記第3号様式)(要項第7条関係)</p> <p>(1) 明示事項</p> <p><u>カ 開発行為の施行体制</u></p> <p><u>(ア) 施行体制は、施行者名(法人名或いは個人事業主名)を記載すること。</u></p> <p><u>(イ) 申請時点で施行者が確定していない場合は、「施行者未定」とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 申請時点で施行者が確定していない場合は、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する確約書(様式自由)を提出すること。</u></p> <p>2 3 申請者の信用に関する書類</p> <p>(1) 必要資料</p> <p>ア 個人の場合は、住民票(原本) <u>及び納税証明書(原本)</u>を添付すること。</p> <p>イ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書(原本)、<u>定款、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料及び納税証明書(原本)</u>を添付すること。</p> <p>ウ 法人でない団体の場合は、その代表者の氏名、規約、組織運営に関する定めを記載した書類 <u>又は議事録</u>を添付すること。</p> <p><u>エ 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。)</u></p> <p>(2) 注意事項</p>

	<p>実施要項 設計・審査基 準（別記2）</p>	<p>ア～イ [略] ウ 定 款 又 は (1) ウ _____ の書類には、原本証明をするこ と。 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> <u>[新設]</u></p> <p>第1 一般的事項 (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力 があることが明らかであること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>[新設]</u></p>	<p>ア～イ [略] ウ 定款、<u>法人の財務状況や経営状況を確認できる資 料、(1) ウ及び(1) エ</u>の書類には、原本証明をする こと。 <u>エ 法人の財務状況や経営状況を確認できる資料は、申 請日を含む会計年度の前会計年度分とする。</u> <u>オ 納税証明書は、国税、道府県税及び市町村税につい て未納がないことを証明する証明書とする。</u></p> <p>2.4 防災措置を講ずる能力に関する書類 <u>防災措置を施行する者は、下記の書類を提出すること。</u> <u>(1) 必要資料</u> <u>ア 建設業法許可書（土木工事業）の写し</u> <u>イ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期 間内の経歴とすることができる。）</u> <u>ウ 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術 者名等）</u> <u>エ 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び 行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要 に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とするこ とができる。）</u> <u>(2) 注意事項</u> <u>ア 許可申請時に提出することを原則とするが、申請時 点で施行者が確定していない場合は、確約書（開発行 為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約 するもの）を提出すること。</u> <u>イ 前項の確約書を提出した場合には、施行者が確定し た後、工事に着手する前に、(1)の資料を森林保全課 に提出して確認を受けること。</u></p> <p>第1 一般的事項 (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力 があることが明らかであること。<u>防災施設の整備に必要 な資金の手当が可能であることや申請者としての信用 があること。</u> <u>具体的な内容については、関係書類作成基準によるこ と。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書 類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認で きる場合には当該書類の添付をもって代替できる。</u> <u>また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該 書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法 等により確認できること。</u> <u>ア 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、 防災施設の設置に係る部分の資金調達について預金 残高証明書等により確認できること。</u> <u>イ 上記が困難な場合には、申請時に、申請者の資金計 画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提 出させ、着手前に融資証明書により確認できること。</u> <u>(5) 別記第3号様式の注意事項3において、「開発行為の 施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するととも に、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力が あることを証する書類を添付すること」としているが、 これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者 が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を 担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力</u></p>
--	-----------------------------------	--	--

			[新設]	<p><u>があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、関係書類作成基準によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。</u></p> <p><u>また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに確認書類を提出することについて確約書を提出すること。</u></p> <p><u>(6) 関係書類作成基準に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付すること。</u></p>
8	<p>現地状況 (土地利用の実態)等を踏まえた残置森林の取扱い</p> <p><国通知></p>	<p>実施要項 設計・審査基準(別記2)</p>	<p>第5 環境の保全に関する基準</p>	<p>第5 環境の保全に関する基準</p> <p>(3) <u>道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。</u></p>
9	適用日	実施要項	<p>附則 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>附則 [略]</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要項は、令和7年(2025年)3月1日から施行する。</u></p>